

○公平委員会証拠調べに関する規則

制 定 平成 22 年 11 月 24 日公平委規則第 3 号

改 正 令和 2 年 8 月 14 日公平委規則第 2 号

公平委員会証拠調べに関する規則（平成 22 年公平委規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、松山広域福祉施設事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）が行う審理における証拠調べに関し必要な事項を定めるものとする。

（証拠調べ）

第 2 条 証拠調べは、審理における当事者及びその代理人（以下「当事者等」という。）の申請又は委員会の職権により行う。

（証拠調べの申請手続）

第 3 条 証拠調べの申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、その申請しようとする証拠調べの種別に応じて、次に定める申請書 3 通を委員会に提出しなければならない。

（1）証人調申請書（様式第 1 号）

（2）鑑定申請書（様式第 2 号）

（3）書証調申請書（様式第 3 号）

（4）検証申請書（様式第 4 号）

2 委員会は、前項の規定による申請があった場合において、不相当と認めるときは、同項の申請を採用しないことができる。

3 委員会は、第 1 項の申請を採用したときは、その旨を申請者及びその相手方に通知する。

（証人の呼出し）

第 4 条 証人の呼出しは、証人呼出状（様式第 5 号）により行う。

（証人に対する教示等）

第 5 条 委員長は、証人に対し、宣誓前に宣誓の趣旨を教示し、かつ、偽証をした場合には、罰せられる旨を警告するものとする。

（宣誓）

第 6 条 証人は、宣誓するに当たっては、宣誓書（様式第 6 号）を朗読し、これに署名しなければならない。

（尋問）

第7条 証人の尋問は、証人ごとに行うものとし、後に尋問する証人は、審理場外で待機させるものとする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、入場を許可することができる。

2 証人の尋問は、その申請をした申請者がまず行い、その尋問が終わった後に他の当事者等が行うことができる。

3 委員長は、当事者等の尋問が終わった後に証人を尋問することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、いつでも自ら尋問し、又は当事者等の尋問を許可することができる。

5 委員会の委員は、委員長に告げて証人を尋問することができる。

6 委員長は、尋問が次に掲げるものその他これに類するものであって相当でないと認めるときは、申立て又は職権によりこれを制限することができる。

(1) 具体的又は個別的でない尋問

(2) 誘導尋問

(3) 証人を侮辱し、又は困惑させる尋問

(4) 既にした尋問と重複する尋問

(5) 意見の陳述を求める尋問

(6) 証人が直接経験しなかった事項について陳述を求める尋問

(口述書の提出)

第8条 委員会は、適当と認めるときは、証人に対し、口頭による証言に代えて口述所（様式第7号）を提出させることができる。

(鑑定)

第9条 鑑定には、第4条から第7条までの規定を準用する。

(書証の提出要求)

第10条 書証の提出要求は、書証提出要求書（様式第8号）により行うものとする。

(検証)

第11条 検証は、委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、検証物の提出を求めることができる。

付 則（平成22年11月24日公平委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年8月14日公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

証 人 調 申 請 書		
年 月 日		
(宛先) 松山広域福祉施設事務組合公平委員会委員長 申請者 住 所 氏 名 事案との関係 ㊟ 次のとおり， 年 ()第 号の事案について，主張事実立証のため，証人 調べを申請します。		
証 人	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日
	職 業	
証言を求めようとする趣旨		
証言を求めようとする事項		

(注)証言を求めようとする事項は，具体的に記載してください。

様式第2号(第3条関係)

鑑 定 申 請 書 年 月 日 (宛先) 松山広域福祉施設事務組合公平委員会委員長 申請者 住 所 氏 名 事案との関係 次のとおり、年 ()第 号の事案について、提出された証拠物件の鑑定を申請します。 ⑩	
証拠物件の表示	
鑑定を求めようとする趣旨	
鑑定を求めようとする事項	

様式第3号(第3条関係)

書 証 調 申 請 書 年 月 日 (宛先) 松山広域福祉施設事務組合公平委員会委員長 申請者 住 所 氏 名 事案との関係 ⑩ 次のとおり, 年 () 第 号の事案について, 主張事実立証のため, 書証 調べを申請します。		
書 証	表 示	
	所 在 場 所	
	保 管 者	
証明しようとする事項		

様式第4号(第3条関係)

検 証 申 請 書 年 月 日 (宛先) 松山広域福祉施設事務組合公平委員会委員長 申請者 住 所 氏 名 事案との関係 次のとおり, 年 ()第 号の事案について, 検証を申請します。 検証を求めようとする事物 表 示 所在地 検証を求めようとする旨 検証を求めようとする事項		
---	--	--

(注) 検証を求めようとする事項は, 具体的に記載してください。

様式第 5 号(第 4 条関係)

証 人 呼 出 状				
				第 年 月 日 号
様				
松山広域福祉施設事務組合公平委員会委員長				印
次のとおり, 年 () 第 号の事案について, 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 8 条第 6 項の規定によりあなたから証人として証言を求めますので, 出頭してください。				
証 人	氏 名		生年月日	
	住 所			
	職 業			
出 頭 日 時		年 月 日 () 午前・午後 時 分		
出 頭 場 所				
証言すべき事項				

- (注) 1 出頭の際は, この書類及び印鑑を持参してください。
- 2 審査請求事案に係る証人呼出しに対し, 正当な理由なくして出頭しないときは, 地方公務員法第 61 条第 1 号の規定により罰せられることがあります。

宣 誓 書

良心に従い真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことを誓います。

年 月 日

氏名(自署)

口 述 書

年 月 日

(宛先) 松山広域福祉施設事務組合公平委員会委員長

住 所

職 業

氏 名



証言事項について次のとおり口述します。
なお、証言に当たって署名押印した宣誓書(様式第6号)を添付します。

証 言 事 項

様式第 8 号(第 1 0 条関係)

書 証 提 出 要 求 書	
第 年 月 日 号	
様	
松山広域福祉施設事務組合公平委員会委員長	
印	
次のとおり, 年 () 第 号の事案について, 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 8 条第 6 項の規定により書証の提出を求めます。	
書証を提出すべき者	氏名
	住所
書 証 の 表 示	
提 出 期 限	年 月 日 午前・午後 時 分
提 出 場 所	松山広域福祉施設事務組合公平委員会
証明しようとする事 項	

(注) 審査請求事案に係る書証提出要求に対し, 正当な理由なくして書証を提出しなかったり, 虚偽の事項を記載した書証を提出した場合は, 地方公務員法第 6 1 条第 1 号の規定により罰せられることがあります。